

令和6年度 鳥取県会計年度任用職員採用試験募集案内 (母子父子寡婦福祉資金償還協力員)

◆鳥取県子ども家庭部行家庭支援課 家庭福祉担当◆
 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地 (鳥取県庁本庁舎2階)
 電話(0857)26-7869 <https://www.pref.tottori.lg.jp/seisyounen-katei/>

1 受付期間・試験日時・試験会場・合格者発表日

受付期間	令和6年3月15日(金)～令和6年3月29日(金) ◎採用試験申込書を郵送又は直接持参により申し込んでください。 ◎郵送による場合は令和6年3月29日(金)午後5時15分までに到着したものを受け付けます。 ◎持参による場合の受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとします。(土・日曜日、祝祭日は閉庁日のため受け付けておりません。)
試験日時	令和6年4月5日(金) ◎受付開始時刻 午前9時40分 ◎試験開始時刻 午前10時00分 ※受験者に別途お知らせします。
試験会場	鳥取県庁会議室(鳥取市東町一丁目220番地) ※受験者に別途お知らせします。
試験結果発表日	令和6年4月8日(月) (予定)

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職 種	採 用 予 定 者 数	職 務 内 容	配 属 先
母子父子寡婦福祉資金償還協力員	1名	母子父子寡婦福祉資金の償還業務 ・償還金の出納事務(納入金の収納及び現金領収書の交付)、台帳記入 ・償還に係るシステム入力(簡易なもの) ・戸別訪問や電話による債務者への償還計画の指導・償還督促など	鳥取県子ども家庭部 家庭支援課

3 受験資格

- (1) 年齢、性別を問いません。
- (2) 必要な資格、免許等
普通自動車運転免許(AT限定可)
- (3) 地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は受験できません。
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ・地方公務員法附則(平成11年12月8日法律第151号)による経過措置としての準禁治産者
- (4) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。
 また、日本国籍を有しない人は、公権力の行使に該当する業務(許認可事務、補助金等業務等)には就くことができません。

4 試験内容

試 験 種 目	配 点	内 容
口述試験	30点/150点	業務に関する知識について
面接試験	120点/150点	個別面接

5 勤務条件（予定）

給 与	<p>○報酬 時間額 1, 250円～1, 390円（経験年数による。） ※県一般職の給料月額の改定に準じて改定するため、任期途中に改定する場合があります。</p> <p>○期末勤勉手当 期末手当：報酬の月額相当額の2.16月（6月期：1.08月分、12月期：1.08月分） 勤勉手当：勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 （例：令和6年5月1日採用の場合の割合 6月期：100分の30 12月期：100分の100） ※県一般職の期末勤勉手当の改定に準じて改定するため、任期途中に改定する場合があります。</p> <p>○費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり55,000円を限度額として支給します。 自家用車等使用者は、使用距離に応じて、月額914円から28,628円までの範囲内で支給します ※制度改正があった場合は、それによります。</p>
福 利	健康保険、厚生年金保険、雇用保険対象外
休 暇	次に掲げる休暇を取得できます。 (1)年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇（最大1年間に5日）が付与されます。 (2)特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。
勤務日及び 勤務時間	1ヵ月12日、1日4時間（1ヵ月に48時間を原則とする。） ※毎週土曜日・日曜日、国民の祝日及び年未年始（12/29～1/3）は、勤務を要しない日とします。ただし、業務の状況に応じて土曜日・日曜日、国民の祝日及び年未年始にも振替勤務を指示する場合があります。
任 用 の 期 間	令和6年5月1日（予定）から令和7年3月31日 従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も引き続き任用が更新されることがあります（再度の任用4回まで）。

6 受験申込手続

提出書類等	(1)採用試験申込書 1部 <u>※顔写真を貼付すること</u>
申 込 み 先	鳥取県子ども家庭部家庭支援課 家庭福祉担当 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地（県庁・本庁舎2階） 電話(0857)26-7869 〔持参の場合の提出先〕 上記の鳥取県子ども家庭部家庭支援課に、直接ご持参ください。 〔郵送の場合のあて先〕 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県子ども家庭部家庭支援課

※提出書類等は返却しませんので、あらかじめご承知ください。

【申込書の記載方法】

- 1 記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。
- 2 ※の欄を除くすべての欄にもれなく正確に記入してください。

7 合格者の決定方法

- (1) 口述試験、面接試験の得点を合計した得点の高い順に採用予定者を決定し、得点の高い順に合格者を決定し、すべての試験者に合否を郵送で通知します。
ただし、それぞれの得点が一定の基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とします。
- (2) 合格者の決定と併せて、合計した得点の高い順に補欠合格者若干名を決定します。補欠合格者の登録有効期間は、合格者決定の日から令和6年4月30日（火）までとし、合格者の辞退又は合格の取り消し等により当該合格者が採用にならない場合や補欠合格者の登録有効期間内で欠員が生じ

た場合に順位が上位の者から順に繰り上げ合格者として採用します。補欠合格者の採用にあたっては、電話等により採用の意向を確認した上で手続きを行います。

8 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、**受験者本人（ただし、受験者本人が未成年の場合は法定代理人も可）**が直接開示場所へおいでください。

その際、運転免許証、学生証等**写真により受験者本人が確認できるもの**を持参してください。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人又は法定代理人	試験の合否、総合得点、順位及び各試験の得点	合格発表日から1ヵ月	鳥取県子ども家庭部 家庭支援課 (県庁本庁舎2階)

9 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、**試験開始指定時刻の10分前までに、試験会場へお越しください。**
(試験申込書受領後に、試験開始指定時刻を通知します。)
- (2) 受付時に、受験資格要件である運転免許証の提示をお願いします。
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、会場へは**マスクを着用の上**、お越しください。
- (4) 試験に関する緊急連絡事項がある場合は、試験申込書に記載の携帯電話番号に連絡しますので、御承知ください。

10 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合格決定通知書の発送及び採用手続き、配属先の決定以外には利用しません。